

## 自治体臨時・非常勤等職員の実態調査中間集約

「臨時・非常勤等職員の実態調査」自治研作業委員会

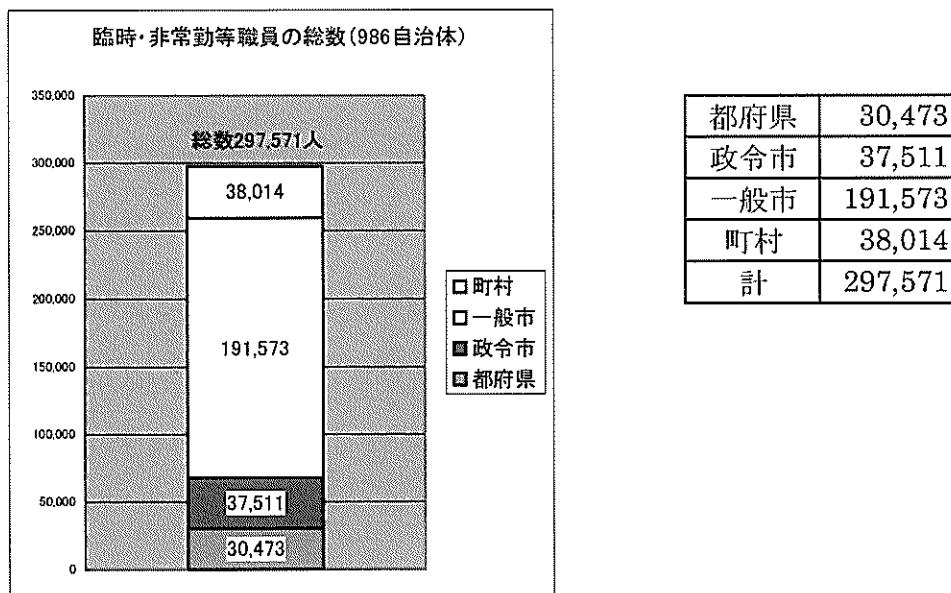
(1) 調査結果は 297,571 人 (986 自治体=全自治体の 53.1%)、推定総数は 50 万人以上  
調査自治体における臨時・非常勤の総数は 297,571 人である。

自治労は、はじめて未組織も含めたすべての自治体（都道府県・市区町村）を対象とした臨時・非常勤等職員（以下、臨時・非常勤）の全数調査を実施した。中間集約時点での有効回答は986自治体(都道府県 23、市区町村 963)で全自治体の 53.1% (都道府県 48.9%、市区町村 53.2%) で、半分以上をカバーしている。

集約された自治体が半分強であることから見れば、全自治体における臨時・非常勤等職員の総数はこの倍近く、50 万人以上いると推定される。

総務省調査では、今回調査対象としなかった教員などを含めて 455,840 人である。しかし、総務省調査は、任用期間 6 月末満、週勤務時間が 20 時間未満などを除外しており、これらが少なくとも 2 割以上を占めると考えられることからも、臨時・非常勤の総数を 50 万人以上と見ることは妥当である。

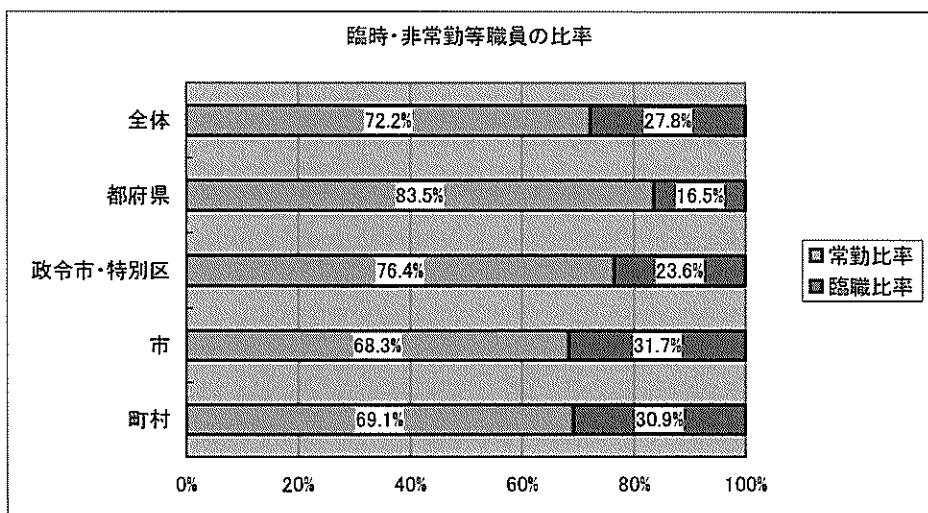
なお自治労組織基本調査では、自治体の臨時・非常勤は 356,990 人だが、最初から自治労未組織自治体を含んでいないことや、この場合も任用期間や勤務時間が短い職員をカウントしていない可能性が強い。



(2) 臨時・非常勤の比率は 27.8%、市町村では 3 割超える

常勤職員と臨時・非常勤を合わせた全職員に対する比率は 27.8%で、平均ではすでに 4 人に 1 人を上回っている。

県の臨時・非常勤の比率が 16.5%と比較的低いのに対して、市（政令市・特別区を除く一般市。以下、「市」という場合は同じ）が 31.7%、町村は 30.9%と、平均 3 割に達する。



自治労組織基本調査では臨時・非常勤の比率は 21.2%とやや低めに出ているが、前述のように任用期間や勤務時間が短い職員を除外している（組織化対照として捉えていない）可能性が強い。

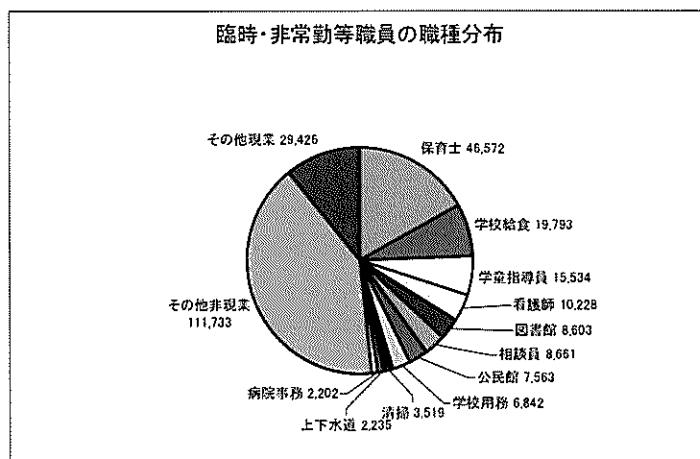
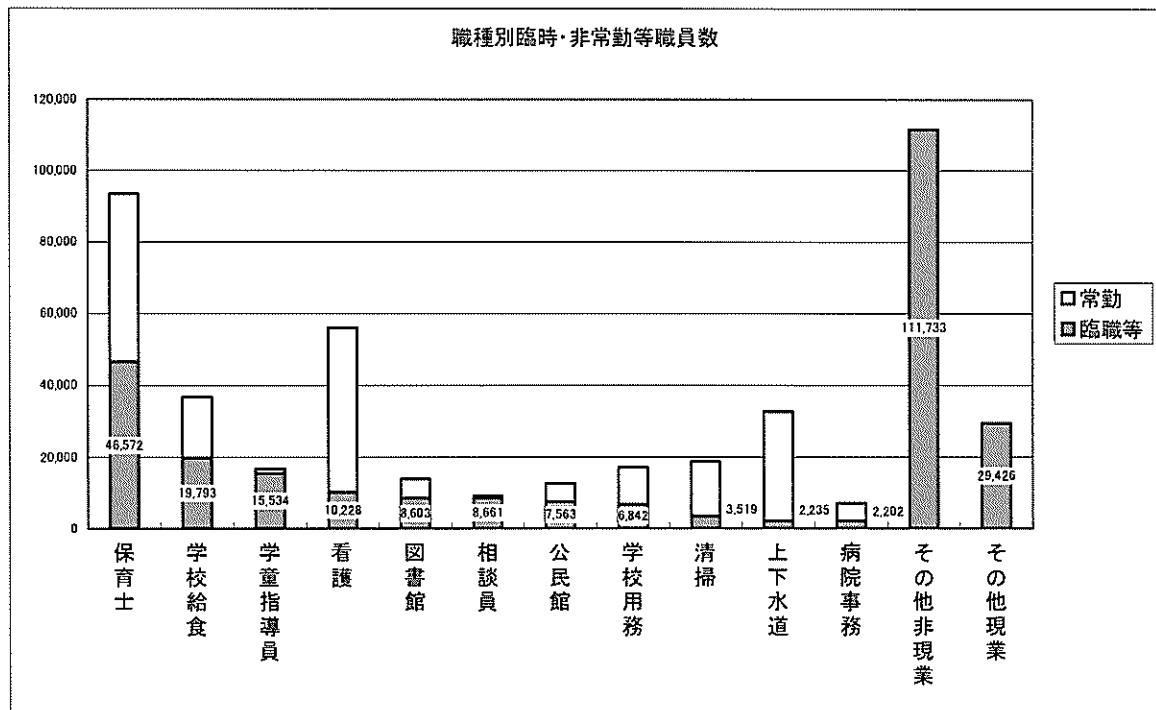
自治体ごとの臨時・非常勤比率は相当のばらつきがあり、自治体ごとで臨時・非常勤の活用度合いが異なっていることが分かるが、5%刻みに見ると、最も多いのは 30%以上 35%未満が 18.3%で、20%から 40%に 6 割が集中している。20%に満たない自治体は 22.4%に過ぎず、8 割近くの自治体が臨時・非常勤職員を積極的に活用している。50%以上、すなわち常勤職員より臨時・非常勤の方が多くの自治体が 22 あるが、その業務実態が明らかにされなくてはならない。

	50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	5%以上	0%以上
全体	22	47	95	131	180	147	143	98	57	31	35
	2.2%	4.8%	9.6%	13.3%	18.3%	14.9%	14.5%	9.9%	5.8%	3.1%	3.5%
都府県	0	0	1	0	1	1	3	5	9	2	1
	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	4.3%	4.3%	13.0%	21.7%	39.1%	8.7%	4.3%
政令市	1	0	1	2	4	1	2	2	4	1	0
	5.6%	0.0%	5.6%	11.1%	22.2%	5.6%	11.1%	11.1%	22.2%	5.6%	0.0%
一般市	12	20	52	54	93	80	67	32	12	7	5
	2.8%	4.6%	12.0%	12.4%	21.4%	18.4%	15.4%	7.4%	2.8%	1.6%	1.2%
町村	9	27	41	75	82	65	71	59	32	21	29
	1.8%	5.3%	8.0%	14.7%	16.0%	12.7%	13.9%	11.5%	6.3%	4.1%	5.7%

(3) 人数が多いのは保育士、各種相談員、学童指導員はほとんどが臨時・非常勤

臨時・非常勤の典型的職種は、保育士 46,572 人で全臨時・非常勤の 17.1% を占める。学校給食関係職員（調理員、栄養士、配膳員など）19,793 人・7.3%、学童指導員 15,534 人・5.7% も多い。「事務、その他非現業業務」が 111,733 人・40.9% もあり、窓口事務職員なども相当人数に上ることが推定される。

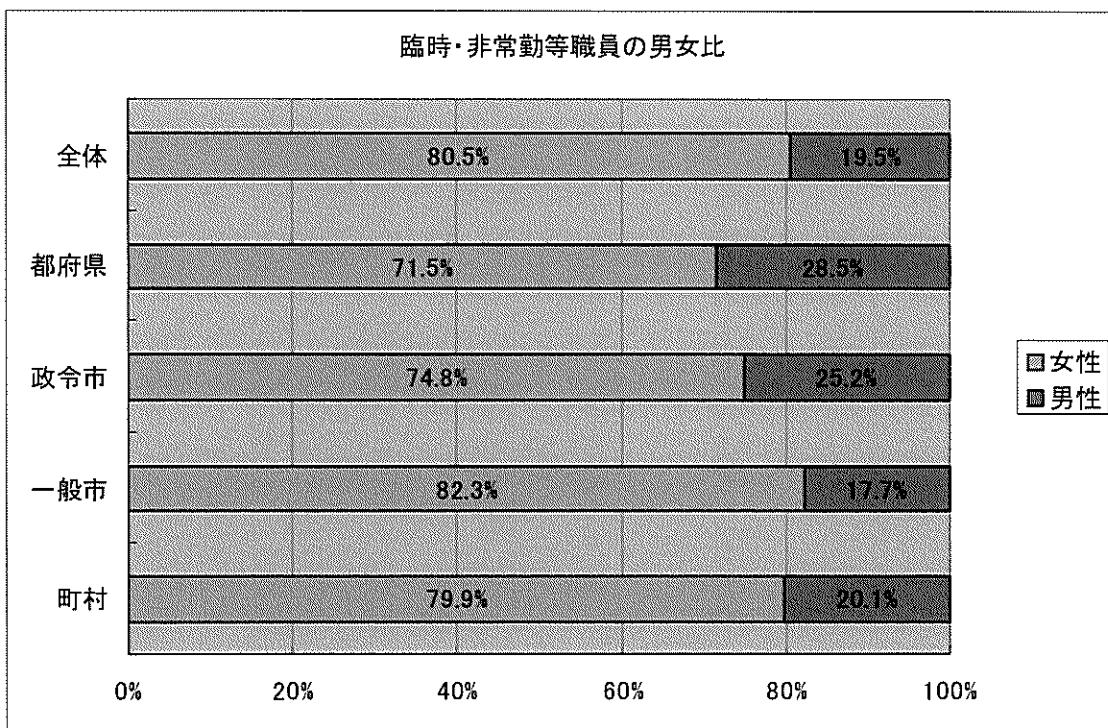
常勤職員も含めた全職員の中で臨時・非常勤比率が高いのは、各種相談員（消費生活、年金など）93.2%、学童指導員 92.4%、図書館職員 61.6% である。公民館職員 59.8%、学校給食関係職員 53.7%、保育士 49.8% もほぼ半数かそれ以上が臨時・非常勤である。



#### (4) 女性が 8 割を占める

臨時・非常勤はほとんどが女性というイメージが強いが、今回の調査で女性がほぼ8割、男性は5人に1人であることが明らかとなった。

自治体区分別では、県の女性比率が71.5%、政令市・特別区が74.8%と平均より若干低い。



職種別では、看護師・准看護師の女性比率が98.6%、保育士が98.0%、学校給食関係職員98.3%、学童指導員が92.9%、病院事務職員92.3%、図書館職員91.9%で、これらは典型的な女性職種といえる。これらの職種でもわずかに男性職員がいることも注目される。

公民館職員の女性比率は62.5%、学校用務員61.7%、各種相談員58.9%で、男性も少なくない。水道・下水道関係職員では男性比率が56.3%、清掃職員74.4%とむしろ男性が多い。「その他の現業業務」では34.2%、「事務、その他非現業業務」24.9%と男性比率が全体平均より若干高い。

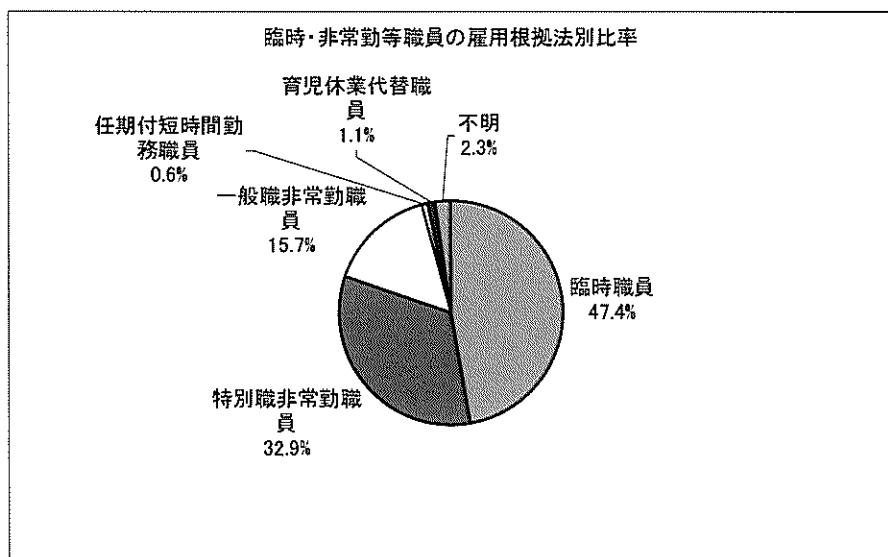
#### (5) 臨時職員と非常勤職員はほぼ半々、特別職非常勤と一般職非常勤の割合は二対一

臨時・非常勤の雇用上の法適用について、22条（臨時職員）、3条3項3号（特別職非常勤職員）、17条（一般職非常勤職員）、任期付短時間勤務職員、育児休業代替職員それについて聞き、前二者については「〇〇と思われる職員」についても聞いた。

全体としては、22条=臨時職員（「〇〇と思われる職員」も含む。以下同じ）が47.4%（139,659人）、3条3項3号=特別職非常勤職員が32.9%（96,976人）、17条=一般職非常勤職員が15.7%（46,318人）と、臨時職員と非常勤職員がほぼ半々で、非常勤職員のうち特別職と一般職の割合がほぼ二対一であることが分かった。

**臨時・非常勤等職員の雇用根拠法別人数・比率**

A.22条(臨時職員)	Aと思われる職員	B.3条3号(特別職非常勤職員)	Bと思われる職員	C.17条(一般職非常勤職員)	Cと思われる職員	任期付短時間勤務職員	育児休業代替職員	不明
120,266	19,393	91,014	5,962	38,500	7,818			
139,659		96,976		46,318		1,910	3,160	6,907
47.4%		32.9%		15.7%		0.6%	1.1%	2.3%



これを自治体区分ごとに見ると、県では臨時職員が20.6%しかおらず、特別職非常勤が62.4%、半数以上を占めている。政令市・特別区も同様の傾向にあり、臨時職員が26.9%、特別職非常勤71.5%で、一般職非常勤は1.1%と極端に少ない。すべての県、政令市が同じ傾向にあるわけではないが、全員あるいは圧倒的多数を特別職非常勤に位置づけている自治体が多い。

これに対し、市では全体平均に近いが、一般職非常勤が平均よりやや多い（18.0%）のが特徴である。町村は臨時職員が64.5%、ほぼ3分の1とかなり多くなっており、非常勤は特別職14.0%、一般職14.1%といずれもかなり少ない。

臨時・非常勤の法的位置づけについては、臨時・非常勤の実態に対応しておらず、運用も極めてあいまいで問題が多いことが指摘されてきた。今回の調査でも法適用が不明な者が6,907人・2.3%、「〇〇と思われる職員」が計11.2%と任用の法的根拠が明らかでない者が相当数出てきた。

この問題をさらに浮き彫りにするのは、臨時・非常勤の法的位置づけが自治体ごとにはばらばらなことである。

臨時・非常勤の全員を 22 条=臨時職員に位置づけている自治体が 201 (21.0%)、90% 以上 100%未満が 122 (12.7%) と合わせて全体の 3 分の 1 もある。一方で 120 (12.5%) の自治体が 22 条=臨時職員を使っておらず、いても全体の 2 割に満たない自治体が 91 (9.5%)、合わせて 200 以上もあるのである。

一方、全員を 3 条=特別職非常勤に位置づけている自治体が 21 (2.2%)、その他に半数 以上を特別職非常勤としている自治体が 123 (12.8%) ある。逆に一人も特別職非常勤を 採用していない自治体は 493 (51.5%) と過半数にのぼる。

一般職非常勤は 0 人の自治体が 645 (67.3%) と 3 分の 2 を占めるが、1 人以上いる自 治体では低い割合から 100% (26 自治体・2.7%) までばらばらに分布している。

**自治体ごとの雇用根拠法別占有率**

	臨時職員	特別職非常勤職員	一般職非常勤職員	
100%	201	21.0%	21	2.2%
90%以上	122	12.7%	17	1.8%
80%以上	82	8.6%	17	1.8%
70%以上	63	6.6%	25	2.6%
60%以上	59	6.2%	36	3.8%
50%以上	60	6.3%	28	2.9%
40%以上	62	6.5%	26	2.7%
30%以上	54	5.6%	31	3.2%
20%以上	44	4.6%	57	5.9%
10%以上	44	4.6%	74	7.7%
10%未満	47	4.9%	133	13.9%
0%	120	12.5%	493	51.5%
			645	67.3%

\*0%を除く

全体のほぼ半数は 22 条=臨時職員である、推定で 20 万人を超えると思われる。しかし、臨時職員のすべてが「緊急の場合、臨時の職に関する場合」(地方公務員法第 22 条) に該 当するとは考えられない。自治体によっては多用されている 3 条=特別職非常勤、17 条一般職非常勤も恣意的あるいは政策的選択として適用されていることは明白である。

#### (6) 6 割以上がフルタイムかそれに近い勤務時間

臨時・非常勤のうち完全フルタイム(常勤職員と同じ勤務時間)は 27.8% (77,720 人)、概ね週 30 時間以上が 34.1% (95,238 人)、合わせて 62.0% と、6 割以上となっている。

概ね週 30 時間以上に該当する職員が、国公の人事院規則に沿った「常勤職員の一週間当たりの勤務時間の四分の三を超えない」、つまりほぼ 30 時間労働なのか、あるいはむしろフルタイムに近い(一日 7 時間などフルタイムよりわずかに勤務時間が短い)のどちらに集中しているのかは、本調査からは分からぬ。「第 4 回臨時・非常勤等職員の現状と意識についてのアンケート調査」(2005 年 11 月～2006 年 1 月) では、週当たり 40 時間

が 35.8%、35 時間以上 40 時間未満が 13.7%、30 時間以上 35 時間未満が 24.8%となっていることや、常勤職員よりわずかに勤務時間を短くして非常勤職員とする事例も多く見られることなどから、半数程度はフルタイムに近い労働と考えてよい。典型的なパートタイマーである週 20 時間未満は全体のわずか 16.7%に過ぎない。

フルタイムの傾向は、県でより強く表れており、完全フルタイムが 33.4%、四分の三以上を含めると 87.6%と 9 割近い。また、22 条=臨時職員の多い町村でも、完全フルタイムが 46.1%と半分近くになっている。一般市は全体平均に近いが、政令市・特別区は完全フルタイムが 10.2%と低く、勤務時間に差をつけることで常勤職員との区別をつける意図を感じられる。

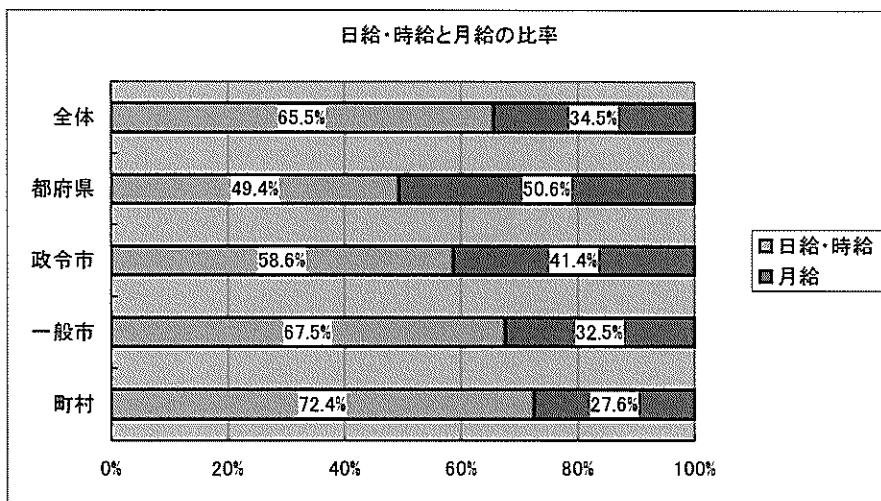
**勤務時間別人数・分布**

常勤との比較	同じ	3／4以上	1／2以上	1／2未満
全体	77,720	95,238	59,569	46,660
	27.8%	34.1%	21.3%	16.7%
都府県	6,782	10,995	1,766	756
	33.4%	54.2%	8.7%	3.7%
政令市	3,648	12,979	10,416	8,753
	10.2%	36.3%	29.1%	24.5%
一般市	49,994	63,644	41,520	30,433
	26.9%	34.3%	22.4%	16.4%
町村	17,296	7,620	5,867	6,718
	46.1%	20.3%	15.6%	17.9%

#### (7) 臨時・非常勤等職員の 8 割は年収 200 万円以下

基本給（賃金・報酬）の支給形態が日給または時給が 65.5%、月給が 34.5%とほぼ二対一であることが分かった。

県は日給・時給型と月給型がほぼ半々で、自治体の規模が小さくなるほど日給・時給型が多く、月給型が少なくなる。

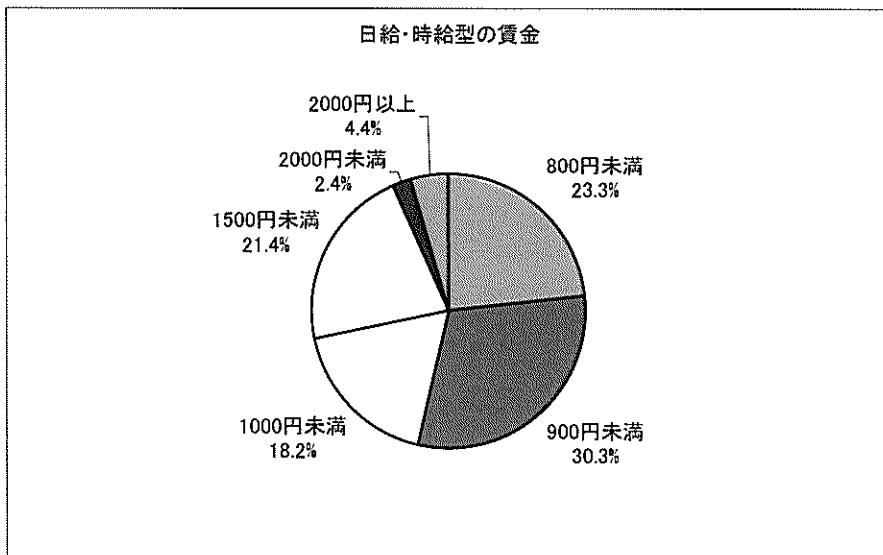


日給または時給のうち、時間当たりの賃金が 800 円以下が 22.1%、800 円以上 900 円未満が 28.7%、合わせて 50.7%、半数は時給 900 円に届かない。時給 900 円未満の臨時・非常勤等職員が多いのは町村 65.9% と県 60.9% である。時給 800 円台が最も多いが、時給 850 円で週 30 時間程度（年間 1500 時間）では年収は 180 万円に届かない。

月給では、14 万円以上 16 万円未満が最も多く（24.7%）で、16 万円未満が 55.9%、10 万円に満たない者が 9.5% もいる。月給 15 万円で年収は 180 万円にしかならない。

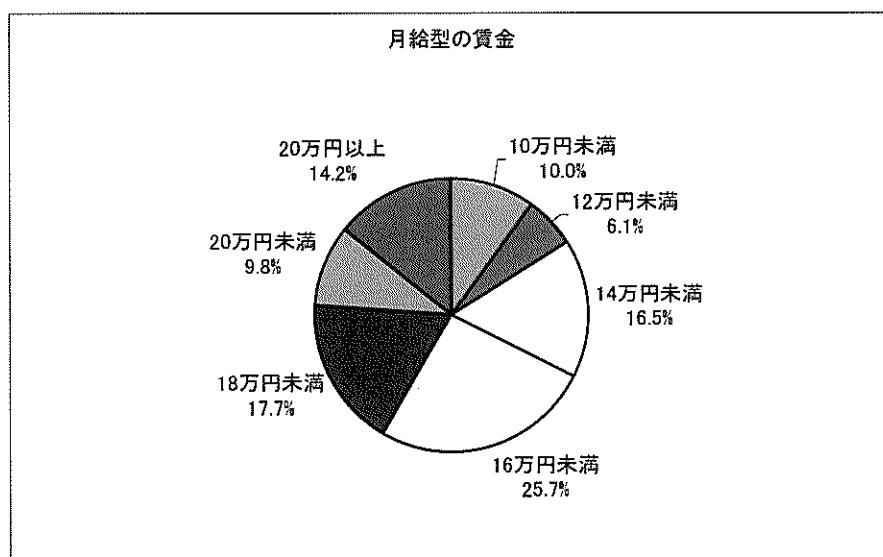
#### 日給・時給型の場合の賃金分布

	800円未満	900円未満	1000円未満	1500円未満	2000円未満	2000円以上
全体	40,704	52,935	31,866	37,420	4,203	7,694
	22.1%	28.7%	17.3%	20.3%	2.3%	4.2%
都府県	3,691	3,244	870	1,438	369	400
	32.4%	28.5%	7.6%	12.6%	3.2%	3.5%
政令市	2,940	5,226	2,073	4,427	392	4,742
	13.4%	23.8%	9.4%	20.1%	1.8%	21.6%
一般市	24,466	36,125	25,018	27,254	2,996	2,297
	19.7%	29.1%	20.2%	22.0%	2.4%	1.9%
町村	9,607	8,340	3,905	4,301	446	255
	35.3%	30.6%	14.3%	15.8%	1.6%	0.9%



**月給型の場合の賃金分布**

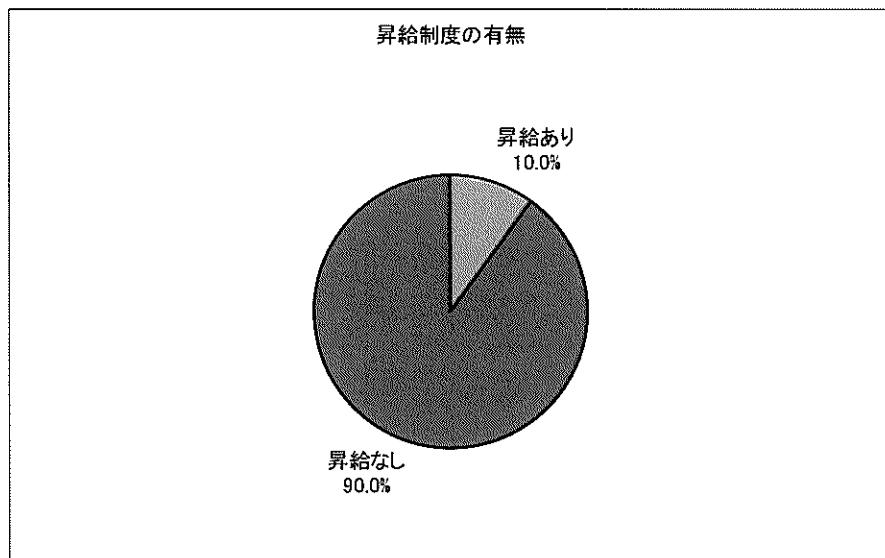
	10万円未満	12万円未満	14万円未満	16万円未満	18万円未満	20万円未満	20万円以上
全体	9,272	5,703	15,344	23,985	16,511	9,089	13,265
	9.5%	5.9%	15.8%	24.7%	17.0%	9.3%	13.6%
都府県	755	684	1,266	3,040	1,227	398	755
	6.5%	5.9%	10.8%	26.0%	10.5%	3.4%	6.5%
政令市	1,968	460	1,333	3,164	2,635	2,334	3,468
	12.7%	3.0%	8.6%	20.4%	17.0%	15.0%	22.3%
一般市	5,534	4,014	10,972	14,938	10,754	5,484	7,757
	9.3%	6.7%	18.4%	25.0%	18.0%	9.2%	13.0%
町村	1,015	545	1,773	2,843	1,895	873	1,285
	9.8%	5.2%	17.1%	27.4%	18.3%	8.4%	12.4%



臨時・非常勤等職員の圧倒的多数は年収 200 万円以下のワーケングプアであり、年収 200

万円を超える者は多く見積もっても全体の2割程度しかない。

約4分の1、255の自治体に何らかの昇給制度があるが、対象職員は29,802人、わずか10.0%である。



通勤費が支給されている者は47.6%で半数に達せず、一時金が28.5%、退職金はわずか2.6%である。

通勤費では、政令市・特別区が69.4%で多いが、町村32.6%、県36.7%は少ない。一時金は一般市32.3%、町村29.2%は平均を上回っているが、政令市・特別区は16.8%、県は18.2%と低い傾向にある。退職金ではこの傾向はよりはっきりしており、政令市・特別区はなし(0%)、県は1.0%である。

	通勤費	一時金	退職金
全体	47.6%	28.5%	2.6%
都府県	36.7%	18.2%	1.0%
政令市	69.6%	16.8%	0.0%
一般市	48.0%	32.3%	3.1%
町村	32.6%	29.2%	3.4%

#### (8) 勤続3年以上が三割、1年未満が4割

契約期間は、一年の者が42.9%、六ヶ月の者が26.3%であり、六ヶ月に満たない短期契約の者が20.9%ある。

契約期間の分布

	6ヶ月未満	6ヶ月	1年未満	1年	3年未満	3年	3年超
全体	20.9%	26.3%	6.4%	42.9%	1.0%	0.7%	1.9%
都府県	19.9%	10.2%	4.9%	56.7%	3.7%	0.0%	4.6%
政令市	19.4%	14.1%	4.1%	60.9%	0.4%	0.0%	1.0%
一般市	21.7%	28.9%	5.9%	40.5%	0.8%	0.8%	1.4%
町村	18.8%	33.3%	11.4%	30.2%	1.5%	1.1%	3.6%

実際の勤続期間は 3 年以上の者の合計が 3 割 (31.0%・72,953 人) に達しており、5 年以上 17.9%、10 年以上 6.7% と少なくない臨時・非常勤がすでに長期勤続となっている。逆に勤続期間が 1 年に満たない者は、40.3% (94,964 人) で、このうちかなりの部分が 1 年以内で雇用止めされる層であると考えられる。勤続が 3 年に満たない者が 7 割近く (69.0%・162,590 人) あるということは、臨時・非常勤は長くても 3 年までとする慣行があることを示している可能性もある。

勤続期間の分布

	6ヶ月未満	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上
全体	22.3%	18.0%	28.7%	13.1%	11.2%	5.3%	1.4%
都府県	14.3%	14.5%	37.9%	20.9%	8.6%	2.3%	1.5%
政令市	30.0%	15.3%	30.6%	7.6%	11.4%	3.9%	1.2%
一般市	22.4%	18.5%	27.9%	13.0%	11.0%	5.6%	1.5%
町村	19.6%	19.3%	26.9%	14.1%	12.9%	6.2%	0.9%

自治体区分で特徴的なのは、政令市・特別区で 1 年未満の者が 45.4% (うち 6 ヶ月未満 30.0%) と比較的多く、逆に県は 28.8% と継続雇用の者が多い傾向にある。

地公法第 22 条は臨時職員の任用期間を「6 月をこえない期間」と定め、「6 月をこえない期間で更新することができる」として 1 年以内の任用を定めている。しかし、22 条が適用されている者は 47.4% であるのに対し、1 年以内で雇用止めされる者は 40.3% しかいない。少なくとも、この差である 7% 程度の臨時職員は 1 年を超えて雇用されている。1 年以内の 40.3% には臨時職員以外（非常勤など）も含まれていることから、臨時職員に関する最大 1 年以内という規定は多くの自治体で守られていないことになる。臨時職員のうちのかなりの部分が短い雇い止め期間を挟んで反復雇用されたり、異なる自治体や職場を渡り歩くことによって 1 年以内の規定をクリヤーしている実態も知られている。

非常勤は 1 年契約が多いと考えられるが、公務員関係法規にとくに定めはなく、労働基準法（かつて 1 年上限であったが、現在は 3 年上限）が準用されている。自治体の規則などに非常勤の任用期間を 1 年以内と定めている例も見られる。

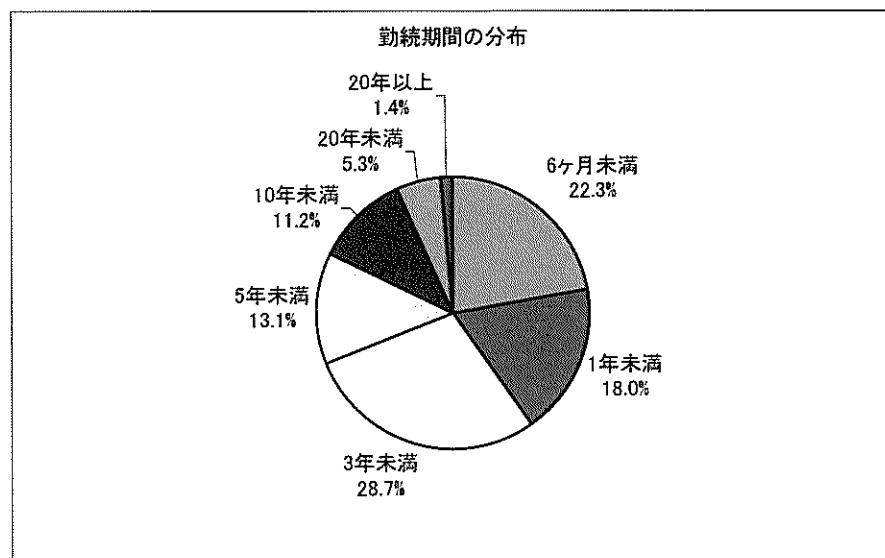
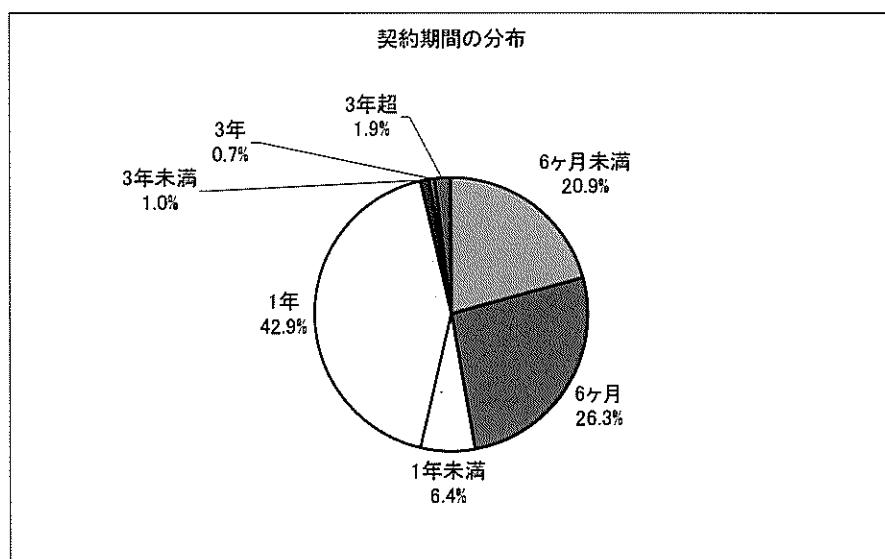
契約期間を定めていない例もあるが、事例としてはわずかである。また、契約期間を 3 年を超える期間で定めているもの、あるいは定めていなくとも内規、慣例として 5 年、7 年を最大の雇用継続期間としている自治体もあるが、これは労働基準法から見て問題である。

雇用契約期間と比べ、実際の雇用期間が長くなっているのは、雇用契約が更新されてい

ることを示す。短期間に限定された業務でない限り、短い雇用期間ごとに労働者を入れ替えることは合理的でなく、業務に精通した職員を継続的に雇用していくことが望ましい。

臨時・非常勤を継続的に雇用することを優先しているか、雇い止めを原則としているかは、自治体によって大きく異なる。継続雇用を大幅に認めている自治体（勤続が3年以上の臨時・非常勤が40%以上）がほぼ4割（38.2%）である一方、3割（31.4%）の自治体では勤続3年以上は一人もいない。臨時・非常勤の全員が1年未満の勤続である自治体も約1割（9.0%）ある。雇用継続・非継続に関して、自治体の政策は大きなゆらぎのなかにある。

本調査の対象だけで7万人以上が3年以上の雇用継続状態にあり、全国で十数万人が継続的に雇用されていることが推定される。



自治体ごとの勤続期間の分布

	1年未満	3年以上	
100%	86	9.0%	7 0.7%
90%以上	24	2.5%	6 0.6%
80%以上	29	3.0%	28 2.9%
70%以上	40	4.2%	35 3.7%
60%以上	35	3.7%	69 7.2%
50%以上	49	5.1%	102 10.6%
40%以上	59	6.2%	124 12.9%
30%以上	106	11.1%	92 9.6%
20%以上	177	18.5%	86 9.0%
10%以上	141	14.7%	64 6.7%
10%未満	72	7.5%	56 5.8%
0%	152	15.9%	301 31.4%

\*0%を除く

#### (9) 方針が不明確な自治体

他の調査に見られるように臨時・非常勤は、常勤職員の定数抑制と平行して、近年、市區町村で増大しているが、「臨時・非常勤等職員の雇用者数を増やす方針を持っていますか」の問い合わせに対し、「もっている」と明快に答えたのはわずか10.1%である。「どちらともいえない」と答えた自治体が53.9%、「もっていない」と答えた自治体は34.6%だが、多くの自治体は臨時・非常勤を実際に増やしている。

任期付短時間勤務職員制度を導入している自治体は181自治体(18.7%)、実際に職員を任用している自治体は51自治体、職員数はわずか1,910人(0.6%)である。今後導入を計画している自治体もわずか5.0%であり、ほとんどこの制度は活用されていない。

臨時・非常勤の処遇改善を実施している自治体は20.9%(204自治体)、計画中が7.0%(69自治体)、合わせて27.9%にすぎず、「どちらともいえない」が37.4%である。

自治体の多くは、臨時・非常勤についての基本方針を持たない状態にあるといえるだろう。

臨時・非常勤を増やす方針を持っています

	自治体数	比率
持っている	98	10.0%
持っていない	339	34.6%
どちらともいえない	525	53.6%

任期付短時間勤務職員制度を導入していますか

	自治体数	比率
導入している	181	18.5%
計画している	49	5.0%
方針はない	567	57.9%

待遇を改善する計画を持っていますか

	自治体数	比率
計画している	69	7.0%
現在取り組み中	204	20.8%
計画していない	322	32.9%
どちらともいえない	365	37.2%

#### (10) 臨時・非常勤等職員の正しい位置付けと雇用安定・労働条件確保が必要

臨時・非常勤等職員は、全職員の 27.8% を占め、政令市を除く一般市と町村では平均で 3 割を超えており。その総数は 50 万人を超えると推定され、常勤職員より臨時・非常勤の方が多い自治体すら出始めている。しかも、臨時・非常勤の 6 割以上はフルタイムかそれに近い状態で業務に就いており、3 割は勤続 3 年を超えており。すでに自治体行政は常勤職員と臨時・非常勤の混合で担われている実態にあると言ってよい。

とりわけ、特定の職種ではほとんど全員が（各種相談員、学童指導員）、半数以上（保育所、学校給食、図書館、公民館）が臨時・非常勤という実態にあり、欠くことのできない戦力となっていることは否めない。

臨時・非常勤等職員の 6 割以上はフルタイムかそれに近い勤務となっており、3 割はすでに 3 年以上の勤続期間がある。臨時・非常勤のかなりの部分はすでに基幹的労働力となっている。

一方、賃金は日給・時給型（全体の 6.5 割）の半数が 900 円に届かず、月給型では 5.5 割が 16 万円に届かない。臨時・非常勤の 8 割は年収 200 万円以下であり、いわゆるワーキングプアに該当する労働者が多く含まれている。

このように自治体臨時・非常勤が基幹的労働力となっているにもかかわらず、賃金が抑えられ、雇用の安定がはかられないのは、その位置付けが正しく与えられていないからである。形式の上では、22 条=臨時職員がほぼ半数、特別職非常勤が 3 分の 1、一般職非常勤が 6 分の 1 であるが、これらの区分は合理的根拠を持たず、自治体ごとに恣意的・便宜的に運用されている。

このような臨時・非常勤の実態は、良質な労働力を確保し、質の高い自治体行政サービスを実施していくうえで、大きな問題をはらんでいる。また、自治体臨時・非常勤そのものが決して少数とはいえない地域の労働者・住民であり、ディーセントワークの実現は、自治体の責務である。自治体行政の小さくない領域を担う臨時・非常勤職員の果たす役割に正当な評価を与え、制度面での整備を進めていくことが求められる。

職種別に見た臨時・非常勤等職員の数

	保育士	学校給食	学童指導員	看護	図書館	相談員	公民館	学校用務	清掃	上下水道	病院事務	その他非現業
臨職等人数	46,572	19,793	15,534	10,228	8,603	8,661	7,563	6,842	3,519	2,235	2,202	111,733
全職職にに対する比率	19.1%	8.1%	6.4%	4.2%	3.5%	3.6%	3.1%	2.8%	1.4%	0.9%	0.9%	45.9%
全職員	93,559	36,862	16,803	56,113	13,974	9,292	12,644	17,220	18,771	32,723	7,117	
職種内での臨職等の比率	49.8%	53.7%	92.4%	18.2%	61.6%	93.2%	59.8%	39.7%	18.7%	6.8%	30.9%	
女性人数	40,981	17,474	13,324	9,140	7,023	4,557	4,328	3,887	822	875	1,962	7,1920
女性比率	98.0%	98.3%	92.9%	98.6%	91.9%	58.9%	62.5%	61.7%	25.6%	43.7%	92.3%	75.1%
男性人数	840	307	1,017	132	616	3,176	2,597	2,416	2,394	1,126	163	23,907
男性比率	2.0%	1.7%	7.1%	1.4%	8.1%	41.1%	37.5%	38.3%	74.4%	56.3%	7.7%	24.9%
計	41,821	17,781	14,341	9,272	7,639	7,733	6,925	6,303	3,216	2,001	2,125	95,827
												27,331

臨時・非常勤等職員の雇用根拠法別人数・比率(自治体区分別)

	臨時職員	特別職非常勤職員	一般職非常勤職員	任期付短時間勤務職員	育児休業代替職員	不明
都府県	6,134	20.6%	18,622	62.4%	3,363	11.3%
政令市	9,292	26.9%	24,690	71.5%	390	1.1%
一般市	99,937	52.8%	48,371	25.6%	34,034	18.0%
町村	24,296	64.5%	5,293	14.0%	5,327	14.1%

臨時職員、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員は「…と思われる職員を含む

契約期間の分布

	6ヶ月未満	6ヶ月	1年未満	1年	3年未満	3年	3年超
全体	57,564	72,297	17,499	118,067	2,890	1,865	5,160
都府県	3,885	1,983	953	11,059	730	0	900
政令市	6,879	4,989	1,453	21,558	141	0	370
一般市	39,870	53,021	10,870	74,307	1,457	1,450	2,547
町村	6,930	12,304	4,223	11,143	562	415	1,343
	18.8%	33.3%	11.4%	30.2%	1.5%	1.1%	3.6%

勤続期間の分布

	6ヶ月未満	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上
全体	52,620	42,344	67,626	30,826	26,349	12,509	3,269
都府県	2,216	2,255	5,881	3,241	1,339	358	228
政令市	7,998	4,085	8,157	2,012	3,028	1,043	319
一般市	35,619	29,307	44,266	20,687	17,506	8,964	2,416
町村	6,787	6,697	9,322	4,886	4,476	2,144	306
	19.6%	19.3%	26.9%	14.1%	12.9%	6.2%	0.9%